

法令協議情報公開請求の比較 -秘密法と共謀罪法-

2019.12.7-8 at 東別院会館

秘密法反対全国ネットワーク交流会・再び
NPO法人 情報公開市民センター 内田隆

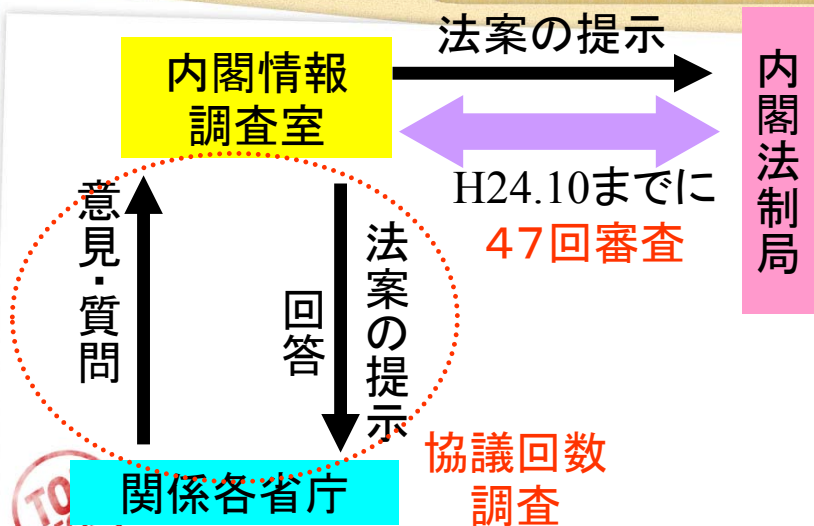


情報公開市民センターが やってきたこと

- 1) 秘密保護法・共謀罪がどのような経緯で
省庁内で検討されているか
政府内での問題点・課題が明らかに
- 2) 実際の「特定秘密」とはなにか
どこまで開示されるか



法令協議の状況



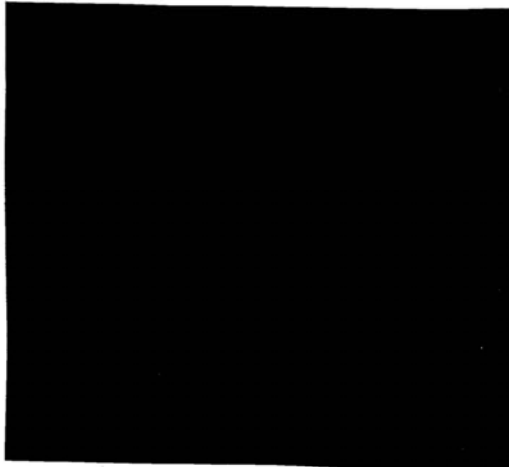
秘密保護法反対運動への 政府の対策か？

- ・有識者会議(2011年8月)報告書
法案を全く公開せず官僚内部で議論
→市民は関心を持ちようがない
2012年3月開示請求
- ・パブコメ募集(2013年9月)
- ・閣議決定(2013年10月25日)
- ・国会強行採決(2013年12月6日)



我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



開示された概要

法案・協議内容
全部非公開



第2 留意事項



不開示理由

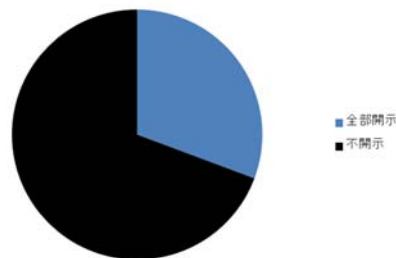
- ①・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ・担当者に対し、筋違いの批判等を招き嫌がらせやいたずら、偽計といった圧力や干渉等の影響のおそれ(5号)
- ②他国との信頼関係が損なわれるおそれ(3号)
 - ???

2012/11/21提訴(2011年8月-2012年3月分)



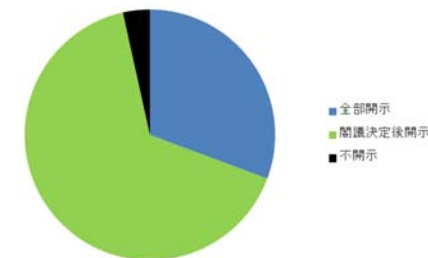
当初(2012年5月、9月)

- 全1994枚のうち
当初不開示 1382枚



法律成立後

- 全1994枚のうち
当初不開示 1382枚
閣議決定後開示 1313枚
(2014年1月、2月、5月開示)
残り 69枚



政令案公表後

全1994枚のうち

当初不開示 1382枚

閣議決定後開示 1313枚

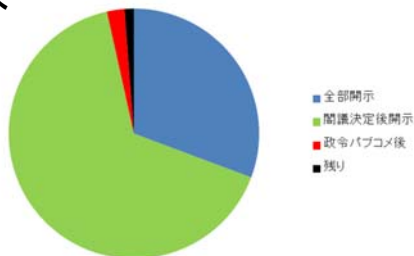
(2014年1月、2月、5月開示)

政令案公表後開示 45枚

(2014年8月開示)

残り 24枚

政令案が
決まるまで
開示しない



開示された文書から分かること

閣議決定後に開示(国会議員も内容知らず)

(入手したのは法案成立直前・後)

・警察庁すら懸念を表明

「公判廷にでる可能性があれば公判請求しないのでは？」

「外形立証制度を法律に書いてはどうか」

→内調「憲法と直接絡んでくるため、
そこまでコストをかけるのか」



内閣法制局も
必要性に疑問

いまだに不開示の24枚は？

諸外国に於ける秘密保護違反事件の刑事司法
手続きにおける秘密保護制度(4枚)

→・相手国担当官に聴取したこと
公開しないという暗黙の了解(3号)

☆外国から得た情報は皆外交情報か？



いまだに不開示の24枚は？

その他20枚

2014年9月3日 進行協議

国「これまでの不開示理由

(不当な混乱—5号)を

外交情報(3号)に差し替えたい」

→秘密保護法の副作用？



名古屋地裁 不当判決

• 2015年10月15日 全面敗訴

【争点1】当初国が主張しなかった「外交上の秘密」で不開示の是非
→裁量権の逸脱なし

【争点2】「機密性2情報」「取り扱い注意」指定していないのに「外交上の秘密」
→情報公開と機密指定は別

名古屋高裁・最高裁でも敗訴 確定



共謀罪法案制定過程開示請求

共謀罪 政府内でどう検討されているか

1) 法務省

に開示請求(2014年1月)



法務省 全面不開示

1) 法務省 ごく一部開示 (2014年3月10日) 84枚

その他全面不開示(2014年2月5日)

理由①他国若しくは国際関係との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

②率直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ



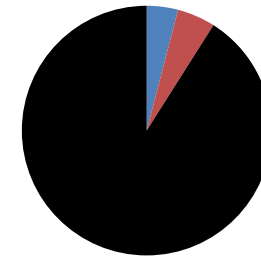
共謀罪法の制定経緯と 制定過程情報公開

- ・共謀罪法閣議決定(2017年3月21日)
- ・国会強行採決 (2017年6月15日)
- ・施行 (2017年7月11日)
→法務大臣に制定過程を情報公開請求



法施行後 情報公開

- 全部で約16,600枚のうち
- 2017年9月11日 673枚開示
- 2017年12月27日 819枚開示
- 残り 約15,000枚
- 特定せず
不開示
→審査請求



- 2017/9/11開示
- 2017/12/27開示
- 2017/12/27不開示

共謀罪法の制定経緯と 制定過程情報公開

- ・審査請求 (2018年3月26日)
- ・情報公開・個人情報保護審査会
「理由提示に不備 違法なので取り消すべき」
答申 (2018年12月11日)
- ・法務大臣 取り消す裁決 (2019年2月7日)
- ・法務大臣 特定してあらためて全面不開示
(2019年2月15日)
- ・再度審査請求(2019年5月16日)



秘密保護法と共謀罪法 制定過程情報公開の比較

- ・秘密保護法
閣議決定前でも黒塗りだが文書が出てきた
- ・共謀罪
閣議決定前はほとんど文書は開示されず
閣議決定後も、中身のある文書は開示されず
特定もせず非公開
→情報公開が後退



法務省 特定秘密指定管理簿

特記様式第6号(第9条第1項関係) 機密性3

特定秘密指定管理簿

指定の 管理番号	指定した 年月日	指定に係る特定秘密の概要	この秘密の 公開が国家安全 に及ぼすおそれ があること	この秘密の 公開が国家安全 に及ぼすおそれ があること	この秘密の 公開が国家安全 に及ぼすおそれ があること	指定の有効期間				備考
						指定の有効期間 満了予定 年月日	延長期間 満了予定 年月日	延長期間 満了予定 年月日	延長期間 満了予定 年月日	
1	2024年12月24日	「 ■ 」について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針	■	■	■					

↑ 概要不開示 ↑ 管理する官職名不開示

「**■**」について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」

内閣官房もほぼ同じ内容の指定あり

特定秘密を情報公開請求

法務省・内閣官房ともに全面不開示
15/12/24 異議申し立て・審査請求

- 審査会でのインカメラ審理に期待

法務省からの意見書が届く

- 全体にわたり危機管理に関する情報が記載
→公にすると危機管理体制に重大な影響を及ぼす
- その分量(枚数等)を含め、公にした場合、危機管理体制に重大な影響を及ぼす

※担当課が法務省入国管理局

出入国管理情報官

審査会 「不開示が妥当」

「見聞結果」に基づき判断

その分量(枚数等)を含め、公にした場合、
危機管理体制に重大な影響を及ぼす
→インカメラは実施

審査請求も棄却

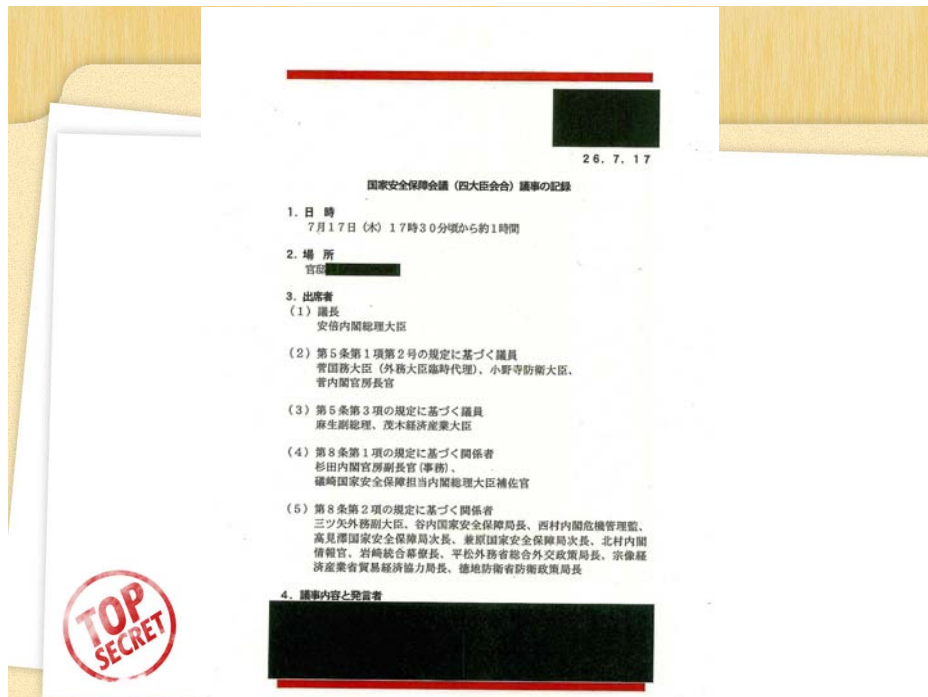
「国家安全保障会議(四大臣会合) 議事の記録 審査請求

- 2014年12月18日 2014年7月17日開催の
国家安全保障会議議事録の情報公開請求
- 2015年1月19日 資料はごく一部開示
議事録は全部不開示
- 2015年3月20日 内閣総理大臣に審査請求
- 2015年12月15日 内閣総理大臣から理由説明書届く
- 2016年1月8日 意見書提出



「国家安全保障会議(四大臣会合) 議事の記録 審査請求

- 2017年11月24日 対象文書見聞の上、
1枚目の表題、項目、日時、場所、出席者は
開示すべきと答申
- 2018年1月22日 内閣総理大臣が、審査会と
同様の裁決
- 2019年6月14日 裁決に従い1枚開示



課題

- 「法令協議」は閣議決定の前に公開すべき
- 「特定せず非公開」が増えてきたか？
- 審査請求すれば、情報公開・個人情報保護
審査会は見聞する
一部開示させることも可能
→審査会の活用を
- 特定秘密 裁判所はどう判断するか

